コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	基準を下げると、危機対応に不足する分を税金で負担すること	ご意見ありがとうございます。
	になるので、反対です。	今回の見直しは、金融安定理事会(FSB)が定めるガイドライ
		ン ("Guiding Principles on the Internal Total Loss-
		absorbing Capacity of G-SIBs") に照らして慎重に検討を行っ
		たものです。
		なお、FSB を始めとする国際機関の動向や適用会社におけるビ
		ジネスの変化に応じて、今後も適宜見直す予定です。